

魚が集まれば人も集まる

都市部河川における市民の交流と共生の川づくりの事例から

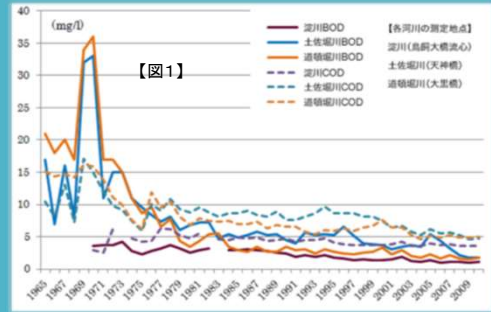
おお川水辺クラブ:新里嘉孝

背景

近年、水都大阪を象徴する淀川の支流大川では、水辺のライトアップや舟運など都市の魅力を創出しようとする動きが活発となっている。河川の水質改善^(図1)や魚種の回復は顕著であり、野鳥の飛来も楽しめる。しかし大川水辺の「垂直の川岸構造」は、「近くにあっても遠い川」と感じる市民も少なくない。水、川の恵みに感謝し、生物多様性を実感できる「いい川」を次世代へつなげたい。



高倉小学校PTA、ねや川水辺クラブ、NPO水政策研究所、NPOエコネット近畿などの協力でクリーン活動が始まった。



【図1】

大阪市内を流れる河川のBOD(生物化学的酸素要求量)年平均値の経年変化は、1960年代から現在を比較すると大幅に改善されている【図1】(出展:大阪府資料を筆者加工)。2017年度の大阪市内を流れる淀川、大川、神崎川、寝屋川など19地点で行われた魚類調査では、魚種が52種確認、前回の2011年の調査と比較すると、在来種は46種で5種増加し、これまでの調査の中で最多となっている【大阪市】。



垂直の護岸構造の都市部の水辺

事例検証

かつて旧淀川として、魚釣りや水辺の生物と戯れていた時代の河川を取り戻したい。寝屋川市で取組まれてきた河川整備事業を先例として、大川でも住民参加による「共生の川づくり」を目指そうと2005年大川クリーン活動が始まった。その後、生き物調査、野鳥観察会、Eポート体験、水道発祥の碑の見学など活動の幅を広げた。また2013年筆者が淀川管内河川レンジャーに任命されたことを受け、国交省淀川河川事務所や河川財団の専門的知見を背景に、活動領域やNPO団体などとの連携も広がった。



淀川管内河川レンジャー活動として活動領域を広げた。生物調査では毎年春に稚アユの遡上を確認、子供達は目を輝かせた。写真右端は毛馬桜ノ宮公園内にある、大阪水道発祥の碑。明治28年に通水、大川から取水した水は大阪配水池へ送られ自然流下で市内に配水した。

大阪ふれあいの水辺

橋下知事のリーバール構想を契機に市民協働の川づくりスタート

当初、知事の「リーバール構想」として始まった「大阪ふれあいの水辺」河川整備事業は、大阪府の都市魅力創造戦略の中の事業の一つとして、主に集客を目的とした事業であった。

しかし市民は、「住民の意見反映」を明文化した改正河川法に基づきラウンドテーブルを求めた。大阪府は住民との協議を約束し、地域住民はもとよりNPO団体、当該区役所や毛馬桜ノ宮公園管理者の大阪市も参加し、喧々諤々の議論を展開することとなった。スケジュールありきではあったものの、唐突な「リーバール構想」は棚上げとなり、自然再生エリアの確保に加えて、順応的管理や市民土木の要素も取り入れながら、河川整備事業を進めることとなった。協議の中で特に感じたことは、河道は大阪府、岸側(公園)は大阪府が管理を行っている関係から、水辺特有の行政間の調整の困難さや、住民の意見反映の難しさであった。



話題となった橋下知事のリーバール構想は紙面トップを飾ったが、改正河川法の前に棚上げとなった。(読売新聞2010年3月24日夕刊)



大阪ふれあいの水辺づくりに参加した龍谷大学と中国南京金陵学院の大川ワークショップ

市民と行政のラウンドテーブル

考察

住民と川を遠ざけた大阪の川の現状は、大熊孝の議論に当てはまる。大熊は信濃川左支川の渋海川頭首工を事例として、固定堰から可動堰へ移行する土木技術の進展が川の生態系、景観、文化に及ぼす悪影響を指摘している。可動堰は川の機能を治水と利水に限定し、人々がそこで遊ぶという川の機能をなくし、結果として、「長く育まれてきた人と川・自然との関係、川の文化がこの可動堰によって台無しにされている」と結論している。また、「近代的構造物は人を寄せ付けない構造物であり、人と川との関係を一方的に遮断してしまった」といっている。つまり、川を治める技術がある種の独占体制下に閉じ込められ、地域の実情に合った展開ができない状況にあり、これを「技術の自治」として、鋭く現代に問われなければならない」と提唱している(大熊2004:3-8)。

大川の場合も、水質の改善や魚種の増加が見られているにもかかわらず、地域の実情に応じた展開ができず、「川と人との関係」が一方的に遮断されてきたと言える。この問題意識に立ち戻れば、2010年の「大阪ふれあいの水辺づくり」事業は、限定的ではあるものの、住民の意見反映を一部取り入れつつ、河川の水辺に親水空間を整備し、自然再生エリアなど、生物多様性を創出す機会となったものとして評価できるのではないだろうか。また、事例から見える流域における市民の交流と連携は、「いい川づくり」をはじめ、多様な河川の利用を生み出す機会となっていると言えよう。今日、改正河川法成立から30年がたとうとしているが、都市部河川においては、同法の趣旨が充分生かされてるとは言えない。都市部河川における川づくりへの住民参加を今後の課題として、さらに検証される必要があることを強調しておきたい。

参考文献:大熊孝「技術にも自治がある」農山漁村文化協会、2004年。嘉田由紀子「流域治水」の歴史的背景、滋賀県の実験と日本全体での実装化に向けて住民と行政の『楽しい愛憎』の提案。嘉田由紀子編著『流域治水がひらく川と人との関係:2020年以降川水害の経験に学ぶ』農山漁村文化協会、2021年。加藤直真「河川空間を活かしたまちづくり—愛知県岡崎市乙川の「かわまちづくり」を事例に—」『地理学報告』第120号、2019年。野渡寛、加藤直真、池内裕美、小杉孝司「共有財としての河川に対する環境団体市民と一般住民の集合行為:個人行動と集団行動の規定因」『社会心理学研究』17号、太田慧「都市部における多自然川づくりと住民参加に関する研究—東京都杉並区済美公園の事例—」『首都大学東京 大学院都市環境科学研究所観光学域』5号、2011年。加藤直真「河川空間を活かしたまちづくり—愛知県岡崎市乙川の「かわまちづくり」を事例に—」『地理学報告』第120号、2018年。坂本貴裕ほか「97年河川法20年が河川環境整備への住民参加に与えた影響評価」『河川技術論文集』第24巻、2018年三重県庁環境生活部。柴田忠理砂、関西大学社会学部、広瀬幸雄「住民参加による河川整備計画の社会的変容と計画実現に向けた住民の協力意図とそれの規定因」、2013年。宮本健太郎、2009.河川づくりにおけるパートナーシップとコーディネート—琵琶湖湖川レンジャー制度を事例として—『水利科学』No.307。ヒアリング協力者:上田豪:淀川流域委員会地域委員、澤井健二:淀川愛好会代表、岡崎善久:淀川愛好会、大阪府西大阪治水事務所、大阪府都市整備部河川室、寝屋川市役所下水道事業部。謝辞:パネル作成にあたりご協力、ご支援して下さった方々への謝意をここに記したい。パネルのベースとなった論文研究に際しては、ヒアリング協力者はじめ、龍谷大学指導教授の只友丈先生、そして大和大学イザベル・真美先生にご助言を頂いた。



Green Infrastructure
流域治水×グリーンインフラ

市民による共生の川づくり~大阪ふれあいの水辺には多種多様な利用が広がっている~